

西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金交付要綱

令和5年4月1日

西予市教育委員会告示第12号

(目的)

第1条 この告示は、西予市内県立高等学校(以下「市内高校」という。)に通学する生徒のうち、遠距離通学をする生徒に対し、西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、市内高校の振興及び入学者を積極的に確保することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、西予市に住所を有する者(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、市の住民基本台帳に登録されている者に限る。)のうち、次の各号のいずれかに該当する生徒の保護者であって、市税等の滞納がない者とする。ただし、生活保護受給者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。)を除くものとする。

(1) 市内高校へ路線バスによる通学をしている生徒で、通学距離が片道4キロメートル以上のもの

(2) 市内高校から許可を得て単車又は自転車通学をしている生徒

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) バス通学費補助金 バス通学に要する定期券又は回数券購入費に2分の1を乗じて得た額。ただし、6箇月定期1回分の購入に係る金額を年度の限度額とする。

(2) 単車・自転車購入費補助金 通学に必要な単車を購入した場合においては2万円、自転車を購入した場合においては1万円。ただし、当該補助に係る申請は、高校在学期間中それぞれ1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金交付申請書兼在学証明書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、学校長を経由して市長に提出しなければならない。

(1) バス通学費補助金(前期)(前年度3月から8月までに購入したバス定期券又は回数券に係る補助金をいう。) 当該年度の9月1日から9月20日までの間

(2) バス通学費補助金(後期)(9月から翌年2月までに購入したバス定期券

又は回数券に係る補助金をいう。) 当該年度の2月1日から3月20日までの間

- (3) 単車・自転車購入費補助金 単車・自転車購入後、当該年度の9月20日まで。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に西予市内県立高等学校遠距離通学費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、申請者の指定する補助金振込先に30日以内に振り込むものとする。

(補助金の返還)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。
(2) この告示により提出された書類に偽りの記載があったとき。
(3) その他不正の行為があったとき。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年西予市教育委員会告示第31号)

この告示は、令和6年1月1日から施行する。